

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験（追加募集）  
試験科目：公法（憲法）

1. 公務員の権利の制約は、かつては「特別権力関係」として論じられた。
  - (1) 「特別権力関係」理論とは何か、説明しなさい。
  - (2) 日本国憲法の下では、「特別権力関係」理論は認められないとする見解が有力である。この見解について説明しなさい。
2. 公務員の争議行為の禁止について、全農林警職法事件最高裁大法廷判決（最大判昭和 48・4・25 刑集 27 卷 4 号 547 頁、以下 48 年判決という。）は、合憲限定解釈を施した全司法仙台事件最高裁大法廷判決（最大判昭和 44・4・2 刑集 23 卷 5 号 685 頁、以下 44 年判決という。）を変更し、全面的合憲を判示した。
  - (1) 48 年判決は、いかなる理由で、公務員の争議行為の一律かつ全面的な制限を合憲としたのか、説明しなさい。
  - (2) 48 年判決以降の判決で、48 年判決以前に 44 年判決を信じて争議行為を行った者を処罰することは、憲法第 39 条に違反しないか、論じなさい。
3. 国家公務員法第 102 条第 1 項にいう「政治的行為」の意義について判断した最高裁判所の二つの判決（最判平成 24・12・7 刑集 66 卷 12 号 1337 頁および同 1722 頁）に関する、学生 A・学生 B による記述の正誤を論じなさい。

学生 A 「最判平成 24・12・7 刑集 66 卷 12 号 1337 頁および同 1722 頁によれば、『政治的行為』とは、公務員の政治的な行為一般ではなく、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれがある観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものを指す。公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが認められるか否かは、諸般の事情を総合して判断する必要があるが、公務員の政治的な行為が勤務外で行われた場合には、そのおそれは存在しないと考えられる。」

学生 B 「最判平成 24・12・7 刑集 66 卷 12 号 1337 頁および同 1722 頁によれば、管理職的地位にある公務員が政党機関紙の配布といった殊更に一定の政治的傾向を顕著に示す行動に出た場合には、その指揮命令や指導監督を通じてその部下等の職務の遂行や組織の運営にもその傾向に沿った影響を及ぼすことになりかねず、『政治的行為』に該当する。」